

茨城県子宮頸がん検診実施機関及び精密検査医療機関等の登録に関する基準

第1 目的

市町村が子宮頸がん検診を実施するうえで、県は、検診の精度を確保し、検診の効率及び効果の向上を図るために、検診実施機関、細胞診の判定を行う検査実施機関及び精密検査医療機関の登録管理を行い、市町村の検診体制を支援する。

第2 定義

この基準の中で、登録検診機関とは、子宮頸がん検診を行う検診実施機関のうち、県が検診能力等を調査検討したうえで登録した検診実施機関をいう。

また、登録検査機関とは、細胞診の判定を行う検査実施機関のうち、県が細胞診の判定能力等を調査検討したうえで登録した検査実施機関をいう。

さらに、登録精密検査医療機関とは、検診実施機関において「要精密検査」と判定された者に対して精密検査を行う精密検査医療機関のうち、県が精密検査能力等を調査検討したうえで登録した医療機関をいう。

第3 要件

1 登録検診機関及び登録検査機関

(1) 登録検診機関(集団検診機関)

登録検診機関(集団検診機関)は、次の要件が満たされなければならない。

ア 事務所の所在地を県内に有し、目的、事業内容が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定による公益法人または厚生農業協同組合連合会等の公的団体であること。

イ 茨城県子宮頸がん検診実施指針の規定による検診業務が可能であり、かつ、子宮頸がん集団検診の実績があることが望ましい。

ウ 検診担当医師が確保されていること。なお、検診担当医師は、公益社団法人日本産科婦人科学会の産婦人科専門医であることが望ましい。

エ 茨城県生活習慣病検診管理指導協議会子宮がん部会（以下、「子宮がん部会」という。）が指定する研修会に、過去3年間に2回以上参加していること。

オ 国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。

(2) 登録検診機関(医療機関)

登録検診機関(医療機関)は、次の要件が満たされなければならない。

ア 検診担当医師が確保されていないといけない。なお、検診担当医師は、公益社団法人日本産科婦人科学会の産婦人科専門医であることが望ましい。

イ 国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。

(3) 登録検査機関

登録検査機関として登録するためには次の要件が全て満たされなければならない。

ア 県内に検査施設を有し、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」により茨城県に登録された衛生検査所であること。

ただし、医療法第7条に基づき茨城県が許可した病院、または同法第8条に基づき茨城県に届け出をしている診療所等についてはこの限りでない。

イ 細胞診従事者は、公益社団法人日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であること。

ウ 年間の総取扱検体数が子宮頸がん以外の検体を含め、概ね1万件以上の実績がありかつ子宮頸がん細胞診の検体を5,000件以上処理していること。

エ 細胞診専門医は、2名以上従事するものとし、細胞診専門医、細胞診検査士による診断システムが確立されていること。

なお、細胞検査士1名の年間処理件数は、5,000～8,000件を目途とする。

オ 検査にあたっては、検体のダブルチェックを原則とする。

カ 委託された検体は当該検査機関内で処理されることとし、外部への再委託はしないこと。

キ 検体及び検査記録は、5年以上適正に保存管理され、県、市町村及び検診実施機関等からの資料請求に対し即時的に対応できること。

ク 県が実施する追跡調査に協力できること。

ケ 細胞診従事者は子宮がん部会が指定する研修会へ過去3年間のうち2回以上参加し、技術向上を図ること。

2 登録精密検査医療機関

登録精密検査医療機関は、次の要件が満たされなければならない。

(1) 公益社団法人日本産科婦人科学会の産婦人科専門医が1名以上勤務していること。

(2) 自院においてコルポスコープによる狙い組織診を実施し確定診断ができること。また、精密検査担当医師が非常勤の場合、検査後の出血等に対応できる医療機関を確保する等適切に対応できるよう体制を整備すること。

(3) 「意義不明な異型扁平上皮細胞 (ASC-US: Atypical squamous cells of undetermined significance)」症例に対し、HPV 核酸検出検査を行えることが望ましい。

(4) 精密検査結果の追跡調査(「子宮頸がん検診等結果通知書兼精密検査結果通知書(秘)」〈子宮頸がん検診実施指針様式第5号〉)の提出に協力できること。

(5) 子宮がん部会が指定する研修会に過去3年間のうち2回以上参加していること。

3 子宮がん部会が指定する研修会

子宮がん部会が指定する研修会は、「茨城県子宮がん検診従事者講習会」の他、次の学会または当該学会の地方組織会が主催する総会、学術講演会とする。

(1) 公益社団法人日本産科婦人科学会

(2) 公益社団法人日本臨床細胞学会

(3) 公益社団法人日本婦人科腫瘍学会

(4) 一般社団法人日本婦人科がん検診学会

第4 手続き等

1 登録検診実施機関及び登録検査機関の申請

(1) 登録検診機関(集団検診機関)

登録を希望する集団検診機関は、「子宮頸がん検診登録検診機関(集団検診機関)登録申請書」(様式第1号)により茨城県知事あて申請を行う。

(2) 登録検診機関(医療機関)

ア 登録を希望する医療機関は、「子宮頸がん検診登録検診機関(医療機関)登録申請書(様式第2号)により茨城県知事あて申請を行う。

イ 登録期間は3年とし、登録更新の手続きについては、「子宮頸がん検診登録検診機関(医療機関)登録更新申請書」(様式第3号)により茨城県知事あて申請を行う。

(3) 登録検査機関

ア 登録を希望する検査機関は、「子宮頸がん検診登録検査機関登録申請書」(様式第4号)により茨城県知事あて申請を行う。

イ 登録の期間は3年とし、登録更新の手続きについては、「子宮頸がん検診登録検査機関登録更新申請書」(様式第5号)により茨城県知事あて申請を行う。

2 登録精密検査医療機関の申請

(1) 登録を希望する精密検査医療機関は、「子宮頸がん検診登録精密検査医療機関登録申請書」(様式第6号)により茨城県知事あて申請を行う。

(2) 登録の期間は3年とし、登録更新の手続きについては、「子宮頸がん検診登録精密検査医療機関登録更新申請書」(様式第7号)により茨城県知事あて申請を行う。

3 審査及び決定

茨城県知事は、子宮がん部会が登録要件を調査検討した結果に基づき、登録検診機関、登録検査機関、登録精密検査医療機関としてそれぞれ登録決定を行い、申請者にその旨を通知する。

4 届出

(1) 変更届

登録検診機関、登録検査機関及び登録精密検査医療機関は、申請機関の住所、名称、代表者名及び登録要件に係る事項に変更が生じた場合は、下記の変更届により茨城県知事あて届出を行う。

ア 登録検診機関(集団検診機関):「子宮頸がん検診登録検診機関(集団検診機関)変更届」(様式第8号)

イ 登録検診機関(医療機関):「子宮頸がん検診登録検診機関(医療機関)変更届」(様式第9号)

ウ 登録検査機関:「子宮頸がん検診登録検査機関変更届」(様式第10号)

エ 登録精密検査医療機関:「子宮頸がん検診登録精密検査医療機関変更届」(様式第11号)

(2) 登録抹消届

登録検診機関、登録検査機関又は登録精密検査医療機関が、その業務を廃止又は登録の取り消しを希望する場合は、「子宮頸がん検診登録抹消届」(様式第12号)により茨城県知事あて届出を行う。

第5 取り消し

茨城県知事は、次のいずれかに該当する登録検診機関、登録検査機関又は精密検査医療機関について、子宮がん部会の意見を聴したうえで、登録を取り消すことができる。

- 1 登録の要件が満たされなくなったとき。
- 2 その他、登録検診機関、登録検査機関又は登録精密検査医療機関として不適切と認められるとき。

第6 基準の改正

本基準を改正するときは、子宮がん部会の意見を聴したうえで決定する。

付 則

- 1 この基準は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 この基準の実施の際、現に「茨城県子宮がん検診実施要領」に基づいて登録されている一次医療機関検診施設及び精密検査医療機関は、この基準に基づいて、登録検診機関（医療機関）及び登録精密検査医療機関として登録がなされているものとみなす。
- 3 前項の規定により登録されているものとされた登録検診機関（医療機関）及び登録精密検査医療機関に係る登録期間は、この基準の実施日から3年間とする。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から実施する。